

渋谷区告示第 1 4 2 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、渋谷ローヤルコーポマンション建替組合の定款の変更を令和 8 年 7 月 1 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称 渋谷ローヤルコーポマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名称

渋谷ローヤルコーポ

（2）敷地の区域

東京都渋谷区桜丘町 4 番 9、同 4 番 1 9

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区桜丘町 4 番 9、同 4 番 1 9

4 事業施行期間 組合設立認可の日から令和 9 年 1 2 月まで

5 事務所の所在地 東京都港区東京都港区芝四丁目 2 番 3 号 NMF 芝ビル 4 階

株式会社長谷工コーポレーション内

6 設立認可の年月日 令和 5 年 1 1 月 1 7 日

7 変更の内容

組合の名称

変更前 渋谷ローヤルコーポマンション建替組合

変更後 渋谷ローヤルコーポマンション再生組合

8 定款の変更の認可の年月日 令和 8 年 7 月 2 3 日